

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

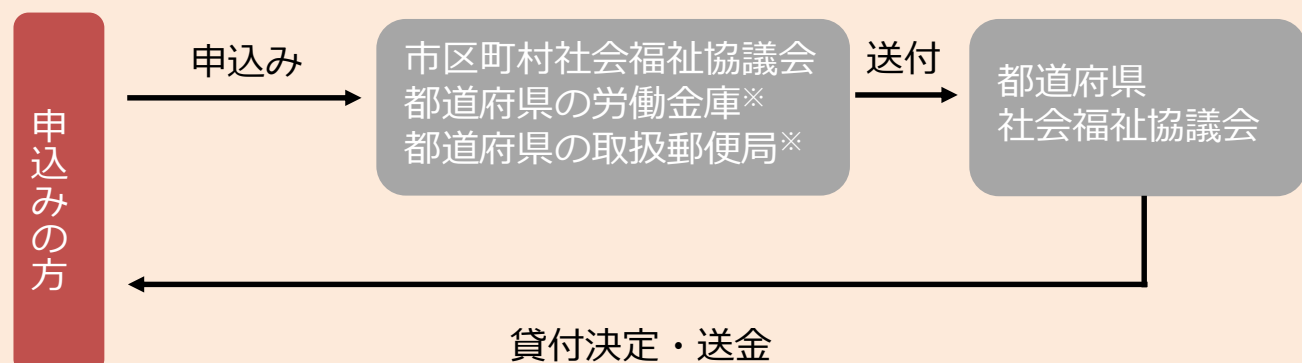
【緊急小口資金の特例貸付の申込先の追加】

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施していますが、緊急小口資金については、お住まいの市区町村社会福祉協議会のほか、お住まいの都道府県の労働金庫または郵便局（取扱郵便局に限ります）でも申込みが可能となります。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記お問合せ先へお願いします。

貸付手続きの流れ



※労働金庫及び郵便局で申込みを受け付けるのは緊急小口資金のみであり、総合支援資金についてはお住まいの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

お問合せ先

名古屋市社会福祉協議会「緊急小口資金等特例貸付臨時事務センター」または、お住まいの区社会福祉協議会にお問い合わせください。電話番号等の連絡先は3ページ目に記載しています。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
 - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - イ 世帯員に要介護者がいるとき
 - ウ 世帯員が4人以上いるとき
 - エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市区町村社会福祉協議会

又は

お住まいの都道府県内の労働金庫

又は

お住まいの都道府県の取扱郵便局

（5月28日から受付開始）

- ※郵便局に申請書類を持参される際には、窓口の状況について、事前に取扱郵便局に電話でご確認ください。

主に失業された方等向け（総合支援資金） ※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市区町村社会福祉協議会

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

お問い合わせ先

社協名	住 所	電話番号 (FAX番号)
名古屋市社会福祉協議会 「緊急小口資金等特例貸付」 臨時事務センター ※電話によるお問い合わせ 受付のみ	〒462-8558 北区清水4-17-1 総合社会福祉会館5階	911-3122 070-3350-3870 (917-0702)
千種区社会福祉協議会	〒464-0825 千種区西崎町2-4-1	763-1531 (763-1547)
東区社会福祉協議会	〒461-0001 東区泉2-28-5	932-8204 (932-9311)
北区社会福祉協議会	〒462-0844 北区清水4-17-1 区総合庁舎1階	915-7435 (915-2640)
西区社会福祉協議会	〒451-8508 西区花の木2-18-1 区役所等複合施設5階	532-9076 (532-9082)
中村区社会福祉協議会	〒453-0024 中村区名楽町4-7-18 複合施設1階	486-2131 (483-3410)
中区社会福祉協議会	〒460-0013 中区上前津2-12-23	331-9951 (331-9953)
昭和区社会福祉協議会	〒466-0051 昭和区御器所3-18-1	884-5511 (883-2231)
瑞穂区社会福祉協議会	〒467-0016 瑞穂区佐渡町3-18	841-4063 (841-4080)
熱田区社会福祉協議会	〒456-0031 熱田区神宮3-1-15 区役所等複合施設6階	671-2875 (671-4019)
中川区社会福祉協議会	〒454-0875 中川区小城町1-1-20	352-8257 (352-3825)
港区社会福祉協議会	〒455-0014 港区港楽2-6-32	651-0305 (661-2940)
南区社会福祉協議会	〒457-0058 南区前浜通3-10 区役所庁舎4階	823-2035 (823-2688)
守山区社会福祉協議会	〒463-0048 守山区小幡南1-24-10 アクロス小幡2・3階	758-2011 (758-2015)
緑区社会福祉協議会	〒458-0041 緑区鳴子町1-7-1	891-7638 (891-7640)
名東区社会福祉協議会	〒465-0025 名東区上社1-802 上社ターミナルビル2階	726-8664 (726-8776)
天白区社会福祉協議会	〒468-0015 天白区原1-301 原ターミナルビル3階	809-5550 (809-5551)

窓口開設時間 : 月～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00